

「京都市地球温暖化対策条例」の改正の骨子（案）に関する 市民意見の募集について

本市では、平成16年に全国初の地球温暖化対策に特化した条例である「京都市地球温暖化対策条例」（以下「条例」という。）を制定し、市民・事業者の皆様とともに取組を進め、温室効果ガス排出量（1990年度比19%削減）やエネルギー消費量の削減（ピーク比28%削減）など、大きな成果を挙げてきました。

しかしながら、過酷な猛暑や頻発する集中豪雨など、今まさに“気候危機”の時代であり、豊かな地球環境を未来の子どもたちに残すことができるかの岐路にあるとの危機感の下、昨年5月にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）総会開催を記念したシンポジウムにおいて、京都市長、環境大臣、各界の代表らが共同で、世界の平均気温の上昇を1.5℃以下に抑えるため、「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」（以下「2050年正味ゼロ」という。）に向けて行動することを「1.5℃を目指す京都アピール」として発信しました。

「2050年正味ゼロ」を本市の目標として掲げ、その実現に向け、これまでの延長に留まらない対策を推進するため、本市の地球温暖化対策の根幹である条例の見直しについて、環境審議会に諮問し、答申を受けるとともに、様々な主体との議論を進めて改正の骨子（案）を取りまとめ、この度、広く市民、事業者及び関係団体等に意見募集を行いますので、御報告いたします。

1 条例の改正の骨子（案）の概要（詳細は別紙）

(1) 2050年正味ゼロに向けた取組の方向性（P1, 2参照）

ア 2050年に実現を目指す姿（P1）

脱炭素社会の実現と生活の質の向上、経済発展が同時に達成される、「未来の世代が夢を描ける豊かな京都を作り上げていく」ことを目指す。

イ 取組の進め方（P2）

2050年正味ゼロに向けた地球温暖化対策は、次の3つの視点に基づき推進する。

- ① すべての人々が、それぞれの立場において自主的かつ積極的な行動を進め、地球温暖化対策を推進していく。
- ② 社会・経済の課題も解決することで、生活の質の向上と経済発展を同時に実現する地球温暖化対策を推進していく。
- ③ イノベーションの促進等による制度変革等を通じ、二酸化炭素を排出しないことが標準となる仕組みを構築するとともに、各主体が新たな技術や制度を積極的に導入していく土壌を作っていくことで、地球温暖化対策を常に進化させる。

(2) 主な改正の内容（P 3～7 参照）

ア 基本理念と各主体の責務（P 3）

前ページの「(1)イ 取組の進め方」について、あらゆる主体と共有を図るため、基本理念の条項を新設するとともに、各主体の責務に反映する。

【基本理念】

- ・ 脱炭素社会の実現は、良好な地球環境を将来世代へ引き継ぐための我々の責務であることを共有し、あらゆる主体がそれぞれの立場において自主的かつ積極的に取り組み、オール京都で地球温暖化対策を進める。
- ・ 地域に存する多様な資源を有効に活用するとともに、地域における課題を解決し、豊かな社会の形成及び経済の発展に貢献する地球温暖化対策を進める。

イ 削減目標（P 4）

2050年正味ゼロの達成とともに、生活の質の向上や経済発展が同時に実現した脱炭素社会を目指すこととし、2030年度までに温室効果ガス排出量を40%以上削減（2013年度比）することを目標とする（現行：40%削減（1990年度比））。

ウ 重点的に施策を進める分野（P 4, 5）

2050年の脱炭素社会の実現に向けた、新たに社会・経済システムの転換につながる内容を追加する。また、気候変動の影響による被害を軽減・回避するための「気候変動適応策」を新たに条例の柱の一つとして位置付け、温室効果ガス排出量の削減（緩和策）とともに、取組を推進する。

エ 市民・事業者等の皆様の取組（P 5～7）

(7) 市民・事業者等の皆様に努めていただく取組

再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の飛躍的な拡大や建築物の省エネ化の推進、社会・経済システムの転換につなげるための行動の選択などを新たな努力義務として追加する。

(1) 一定規模以上の温室効果ガスを排出される事業者の皆様等による取組

a 特定事業者（大規模排出事業者等）の取組の強化

事業者全体の排出量の約4割を占める特定事業者について、再エネ由来の電力選択など多様な取組を促し、目標削減率を引き上げるとともに、新車購入時のエコカー導入に係る義務を強化する。

b 中小事業者の削減の取組支援の充実・強化

市内事業者数の約99%を占める中小事業者の取組を促進するため、一定の延床面積以上の事業者エネルギー消費量等の報告義務を課し、本市がフィードバックを行う制度を新設する。

オ 建築物に係る対策の強化（P 7）

(7) 再エネの導入義務の強化

2030年度の削減目標の達成や再エネの主力電源化に向け、早期からの着実な普及を図るため、特定建築物（延床面積2,000m²以上の新築等）の導入義務量を引き上げるとともに、義務の対象を中規模建築物（延床面積300m²以上

2,000㎡未満の新築等)に拡大する。

(イ) **建築士による再エネ導入に係る説明義務の新設**

建築士に対し、施主に再エネの導入によるメリットや設置可能な容量等について説明する義務を新設する。

(ウ) **地域産木材の利用範囲の拡大**

より多様で魅力的な木材利用を促進するため、特定建築物への地域産木材の利用義務について、利用範囲を建築物のみならず敷地内にも拡大する。

2 市民意見募集の概要

(1) **募集期間**

令和2年9月11日(金)から10月11日(日)まで

(2) **市民意見募集冊子の配架先等**

- 本市関連部署窓口、市役所案内所、各区役所及び区役所支所等
- ホームページ京都市情報館への掲載
- その他、経済団体等への配布依頼

(3) **応募方法**

ホームページ京都市情報館内の意見送信フォーム、電子メール、郵送、FAX又は持参のいずれかによる方法

(4) **応募先**

〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 427 京都朝日会館 5階
京都市環境政策局地球温暖化対策室

【電話】 075-222-4555 【FAX】 075-211-9286

【メール】 ge@city.kyoto.lg.jp

【意見送信フォームのページ】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/kankyo/0000273949.html>

3 これまでの検討経過及び今後の予定

令和元年	7月30日	京都市環境審議会への諮問 (以降、これまでに当該案件に関して2回開催)
	8月30日	京都市環境審議会 地球温暖化対策推進委員会 (以降、これまでに4回開催)
令和2年	9月2日	京都市環境審議会 答申
	9月11日	市民意見募集の開始(～10月11日)
	11月	市民意見募集結果等の報告(文化環境委員会)
令和2年	11月市会	条例の改正に係る議案提出(市会での審議)
令和3年	4月1日	改正条例施行

別紙 <市民意見募集冊子>地球温暖化対策条例の改正骨子(案)